

府営公園内での催し開催にともなう注意遵守事項および誓約書

【注意・遵守事項】 各項目を確認のうえチェック記入してください

箕面公園内で催し [] をおこなうにあたり、下記事項に注意、遵守徹底ください。

- ☐ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号」により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業による催しの開催、出店はできません。
- ☐ 使用目的以外に公園施設を使用しない。 許可された使用時間を厳守する
- ☐ 許可なく物品を販売、または展示しない（物品販売等をおこなう場合は、内容、価格帯などを企画書内に記載すること）

※販売物品が、法令に反するもの、危険物、アダルト関連（風紀を乱すもの）、射幸心をあおるもの、価格が市価といちじるしく乖離するもの、その他管理者が不適当と判断したものは許可できません。

- ☐ 飲食販売をする場合は「飲食営業許可」を保有している出店者にかぎります。

※出店者は食品表示法、景品表示法、薬事法等、法に準じた表示をおこなってください。

- ☐ 火気を使用する場合は、目的、火器の種類を管理者に事前に相談し、許可をえること。
また、消防にも届け出ること。 当日、火器周辺に消火器を配置してください。

※直火、焚火（焚火台があったとしても）は禁止です。

- ☐ 箕面公園内への一般車両（バイク、自転車含む）の乗り入れは禁止です。催し資材搬入出用の車両については施設管理者に通行を申請し通行証を得てください。（必要最低限の台数とする）。園内に駐車場が無い場合、管理者が指示する場所に駐車ねがいます。

- ☐ 他来園者や周辺施設・店舗に迷惑となるような音量を発しないこと

- ☐ 参加者、スタッフがケガ等事故をおこさぬよう、また他の利用者に配慮しトラブルや苦情とならないよう安全対策を徹底する。（傷害保険、飲食店賠償責任保険等の加入）

※事故やトラブルが発生した場合は、必要な処置をとるとともに管理者に速やかに報告してください

- ☐ 施設や会場、コース等を損傷したときは、ただちに管理者へ届け出、使用者の責任において原状に回復するか損害を賠償すること。

- ☐ 催し終了後は後片付け、清掃をおこない、発生したゴミは公園内に残さないよう各自処理すること。

- ☐ その他留意事項

*

府営箕面公園指定管理者

メイプルハーツ企業共同体 様

府営箕面公園内における催し開催にあたり 上記事項を遵守し責任をもって行なうことを誓約いたします。

令和 年 月 日

主催団体名

代表者氏名